

那覇市公報

第 1 5 5 0 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

条 例

- 住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例(市民課)…………… 223
- 那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例(子育て応援課)…………… 227

規 則

- 那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
(消防本部総務課) …………… 228
- 那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則(企画調整課)
…………… 230
- 那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則(子育て応援課)…………… 231

訓 令

- 那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部を改正する訓令(新庁舎建設室)…………… 233
- 那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程を廃止する訓令
(新庁舎建設室) …………… 236

告 示

- 市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示(道路管理室)…………… 237
- 市道路線の供用開始に関する告示(道路管理室)…………… 239
- 市道路線の区域変更に関する告示(道路管理室)…………… 241
- 随意契約の公表について(クリーン推進課)…………… 243
- 都市景観資源の指定について(都市計画課)…………… 243

○平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について(総務課)	244
○那覇広域都市計画用途地域の変更 那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更 (都市計画課)	244
○随意契約の公表について(クリーン推進課)	245
○那覇広域都市計画道路の変更について(都市計画課)	246
○那覇広域都市計画道路の変更について(都市計画課)	246
○平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について (総務課)	247
○市道路線の供用開始に関する告示(道路管理課)	247
○市道路線の供用開始に関する告示(道路管理課)	249
○平成 23 年度市政功労者の表彰について(秘書広報課)	251

公 告

○福州市・那覇市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務募集につ いて(平和交流・男女参画課)	253
○漂流物について(管財課)	256
○都市計画の図書の写しの縦覧について(都市計画課)	257
○那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について(区画整理課)	258

正 誤

○那覇市公報第 1524 号の正誤	259
-------------------------	-----

条 例

那覇市条例第25号

平成23年 5 月 19 日

公 布 済

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

住居表示の実施等に伴う関係条例の整理に関する条例

(那覇市役所支所設置条例の一部改正)

第1条 那覇市役所支所設置条例(1954年那覇市条例第57号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第2条 支所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。 [表 別記]	第2条 [略] [表 別記]
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

[改正前 別記]

[第2条の表]

名称	位置	所管区域
[略]		
那覇市役所 小禄支所	那覇市 <u>宇栄原1035番地</u>	字小禄、小禄1丁目、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目、字田原、田原1丁目、田原2丁目、田原3丁目、田原4丁目、金城1丁目、金城2丁目、金城3丁目、金城4丁目、金城5丁目、字赤嶺、赤嶺1丁目、赤嶺2丁目、字安次嶺、字鏡水、字大嶺、字当間、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、鏡原町
[略]		

[改正後 別記]

[第2条の表]

名称	位置	所管区域
[略]		
那覇市役所 小禄支所	那覇市 <u>宇栄原4丁目2番2号</u>	字小禄、小禄1丁目、小禄2丁目、小禄3丁目、小禄4丁目、小禄5丁目、字田原、田原1丁目、田原2丁目、田原3丁目、田原4丁目、金城1丁目、金城2丁目、金城3丁目、金城4丁目、金城5丁目、字赤嶺、赤嶺1丁目、赤嶺2丁目、字安次嶺、字鏡水、字大嶺、字当間、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、 <u>宇栄原4丁目</u> 、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目、鏡原町
[略]		

(那覇市公設市場条例の一部改正)

第2条 那覇市公設市場条例(1963年那覇市条例第13号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td><td>那覇市字宇栄原 577番地</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原公設市場	那覇市字宇栄原 577番地	[略]		<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原公設市場</td><td>那覇市宇栄原4丁目17番9号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号	[略]	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原公設市場	那覇市字宇栄原 577番地																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原公設市場	那覇市宇栄原4丁目17番9号																
[略]																	
備考 前条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。																	

(那覇市保育所設置及び管理条例の一部改正)

第3条 那覇市保育所設置及び管理条例(1964年那覇市条例第8号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表(第2条関係)	別表(第2条関係)																
<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原保育所</td><td>那覇市字宇栄原 598番地</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原保育所	那覇市字宇栄原 598番地	[略]		<table border="1"> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原保育所</td><td>那覇市宇栄原4丁目17番10号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原保育所	那覇市宇栄原4丁目17番10号	[略]	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原保育所	那覇市字宇栄原 598番地																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原保育所	那覇市宇栄原4丁目17番10号																
[略]																	
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。																	

(那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例の一部改正)

第4条 那覇市消防本部及び消防署設置等に関する条例(1972年那覇市条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 第1条の表備考2の規定は、この表による改正について準用する。	

[改正前 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市西消防署	[略]	[略] 字上之屋 字宇栄原 宇栄原1丁目 宇栄原2丁目 宇栄原3丁目 奥武山町 [略]
[略]		

[改正後 別記]

別表(第4条関係)

名称	位置	管轄区域
那覇市西 消防署	[略]	[略] 字上之屋 字宇栄原 宇栄原1丁目 宇栄原2丁目 宇栄原3丁目 宇栄 原4丁目 宇栄原5丁目 宇栄原6丁目 奥武山町 [略]
[略]		

(那覇市営住宅条例の一部改正)

第5条 那覇市営住宅条例(平成9年那覇市条例第35号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
別表第1(第3条関係) 公営住宅	別表第1(第3条関係) 公営住宅																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原市 営住宅</td><td>那覇市字宇栄原 577番地</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原市 営住宅	那覇市字宇栄原 577番地	[略]		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原市 営住宅</td><td>那覇市宇栄原4丁 目14番1号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原市 営住宅	那覇市宇栄原4丁 目14番1号	[略]	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原市 営住宅	那覇市字宇栄原 577番地																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原市 営住宅	那覇市宇栄原4丁 目14番1号																
[略]																	
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。																	

(那覇市共同利用施設条例の一部改正)

第6条 那覇市共同利用施設条例(平成17年那覇市条例第41号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第2条 共同利用施設の名称及び位置は、 次の表のとおりとする。	(名称及び位置) 第2条 [略]																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原自 治会館</td><td>那覇市字宇栄原 41番地1</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原自 治会館	那覇市字宇栄原 41番地1	[略]		<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市宇栄原自 治会館</td><td>那覇市宇栄原6丁 目12番57号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </table>	名称	位置	[略]		那覇市宇栄原自 治会館	那覇市宇栄原6丁 目12番57号	[略]	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原自 治会館	那覇市字宇栄原 41番地1																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
那覇市宇栄原自 治会館	那覇市宇栄原6丁 目12番57号																
[略]																	
備考 第1条の表備考1の規定は、この表による改正について準用する。																	

付 則

この条例は、平成23年5月23日から施行する。

那覇市条例第26号

平成23年 5 月 19 日

公 布 済

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例

那覇市児童館及び児童遊園条例(平成17年那覇市条例第40号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																
(名称及び位置) 第2条 児童館及び児童遊園の名称及び位置は、次の表のとおりとする。 (1) 児童館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市久茂地児童館</td><td>那覇市久茂地3丁目24番1号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) [略] 2 [略]	名称	位置	[略]		那覇市久茂地児童館	那覇市久茂地3丁目24番1号	[略]		(名称及び位置) 第2条 [略] (1) 児童館 <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> <tr> <td>那覇市久茂地児童館</td><td>那覇市松尾2丁目7番10号</td></tr> <tr> <td>[略]</td><td></td></tr> </tbody> </table> (2) [略] 2 [略]	名称	位置	[略]		那覇市久茂地児童館	那覇市松尾2丁目7番10号	[略]	
名称	位置																
[略]																	
那覇市久茂地児童館	那覇市久茂地3丁目24番1号																
[略]																	
名称	位置																
[略]																	
那覇市久茂地児童館	那覇市松尾2丁目7番10号																
[略]																	
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。																	

付 則
この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第30号

平成23年 5 月 19 日

公 布 済

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部を改正する規則

那覇市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則(昭和47年那覇市規則第56号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
[別表 別記]	[別表 別記]
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、平成23年5月23日から施行する。

[改正前 別記]

別表

名称	管轄区域
[略]	
第7分団	字鏡水、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、山下町、奥武山町、鏡原町、字小禄、小禄1丁目、字田原、字金城、字安次嶺、字赤嶺、字当間、字大嶺、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目
[略]	

[改正後 別記]

別表(第2条関係)

名称	管轄区域
[略]	
第7分団	字鏡水、住吉町1丁目、住吉町2丁目、住吉町3丁目、垣花町、垣花町1丁目、垣花町2丁目、垣花町3丁目、山下町、奥武山町、鏡原町、字小禄、小禄1丁目、字田原、字金城、字安次嶺、字赤嶺、字当間、字大嶺、字宮城、宮城1丁目、字高良、高良1丁目、高良2丁目、高良3丁目、字宇栄原、宇栄原1丁目、宇栄原2丁目、宇栄原3丁目、 <u>宇栄原4丁目、宇栄原5丁目、宇栄原6丁目</u> 、字具志、具志1丁目、具志2丁目、具志3丁目
[略]	

那覇市規則第31号

平成23年 6 月 1 日

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市ふるさとづくり寄附金条例施行規則(平成20年那覇市規則第34号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(寄附金の申込み等) 第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)によるものとする。 2 [略]	(寄附金の申込み等) 第2条 寄附金の申込みは、那覇市ふるさとづくり寄附金申込書(第1号様式)又は市長が指定する電子情報処理組織(電子計算機及びプログラムの集合体であつて、情報処理の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)により行うものとする。 2 [略]
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第2条第1項の規定による指定その他この規則の施行に必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

那覇市規則第32号

平成23年 6 月 1 日

那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市子ども手当事務処理規則の一部を改正する規則

那覇市子ども手当事務処理規則(平成22年那覇市規則第27号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この規則は、<u>平成22年度における子ども手当の支給に関する法律</u>(平成22年法律第19号。以下「法」という。)に基づく子ども手当(法第20条、第21条及び附則第3条に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、<u>法、平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行令</u>(平成22年政令第75号)及び<u>平成22年度における子ども手当の支給に関する法律施行規則</u>(平成22年厚生労働省令第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この規則は、<u>平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律</u>(平成22年法律第19号。以下「法」という。)に基づく子ども手当(法第20条、第21条及び附則第3条に規定する給付を含む。以下同じ。)の認定及び支給に関して、<u>法、平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行令</u>(平成22年政令第75号)及び<u>平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律施行規則</u>(平成22年厚生労働省令第51号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、改正後の那覇市子ども手当事務処理規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。
- 2 この規則の施行前に市民(平成22年度等における子ども手当の支給に関する法律(平成22年法律第19号。以下「法」という。)第16条の規定の適用を受ける者を除く。)又は職員(法第16条の規定の適用を受ける本市の職員に限る。)から市長又は各任命権者に対して提出された子ども手当の認定及び支給に関する文書は、この規則による改正後の規則の相当規定に基づく文書とみなす。

訓 令

那覇市訓令第 9 号

平成23年 6 月 1 日

那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市新庁舎建設検討委員会規程の一部を改正する訓令

那覇市新庁舎建設検討委員会規程(平成20年那覇市訓令第1号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(審議事項) 第2条 委員会が審議する事項は、次のとおりとする。 (1) 新庁舎建設の<u>基本計画</u>についての調査及び検討に関する事項 (2) その他新庁舎の建設に関する必要な事項 (組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長 各部の長 会計管理者 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長	(審議事項) 第2条 [略] (1) 新庁舎建設の<u>基本的な方針</u>についての調査及び検討に関する事項 (2) <u>新庁舎への移転計画</u>についての調査及び検討に関する事項 (3) <u>新庁舎における事務室配置計画</u>についての調査及び検討に関する事項 (4) その他新庁舎の建設、移転計画及び事務室配置計画に関する必要な事項 (組織) 第3条 委員会は、次の者をもって組織し、委員長に総務部担当の副市長、副委員長に他の副市長をもって充てる。 副市長 各部の長 <u>健康福祉部健康保険局長</u> 会計管理者 生涯学習部長 学校教育部長 議会事務局長 (作業チーム) 第8条 幹事会は、移転計画及び事務室内レイアウトに関する事項の具体的な作業をさせるため、幹事会の下に作業チームを置く。 2 作業チームは、チームリーダー、サブリーダー及びチーム員で組織し、チームリーダーに新庁舎建設室長、サブリーダーに管財課長、情報政策課長及び生涯学習部総務課長をもって充てる。 3 チーム員は、新庁舎入居予定課に属する副参事、主幹、主査その他これらに相当する職員のうち、各課2名以上の者を所属長の推薦に基づき、チームリー

(関係職員の出席) 第8条 <u>委員会、幹事会及び専門部会</u>において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (委任) 第9条 この<u>規程</u>に定めるもののほか、<u>委員会、幹事会及び専門部会</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。	<u>ダーが指名する。</u> 4 チーム員は、<u>チームリーダーの指揮を受けて、具体的な各課の移転計画及び事務室内レイアウトを立案し、これらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。</u> 5 <u>第6条第3項及び第5項の規定は、作業チームについて準用する。</u> 6 サブリーダーは、<u>チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故があるとき、又はチームリーダーが欠けたときは、サブリーダーのうち管財課長がその職務を代理する。</u> (関係職員の出席) 第9条 <u>委員会、幹事会、専門部会及び作業チーム</u>において必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。 (委任) 第10条 この<u>訓令</u>に定めるもののほか、<u>委員会、幹事会、専門部会及び作業チーム</u>の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。
備考 1 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

那覇市訓令第10号

平成23年 6 月 1 日

那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程を廃止する訓令を次のように定める。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程を廃止する訓令

那覇市本庁舎仮移転及び事務室配置検討委員会規程（平成20年那覇市訓令第2号）は、廃止する。

付 則

この訓令は、平成23年6月1日から施行する。

告 示

那覇市告示第 49 号

平成 22 年 4 月 26 日

掲 示 済

市道路線の区域決定及び供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域決定及び供用開始をする。

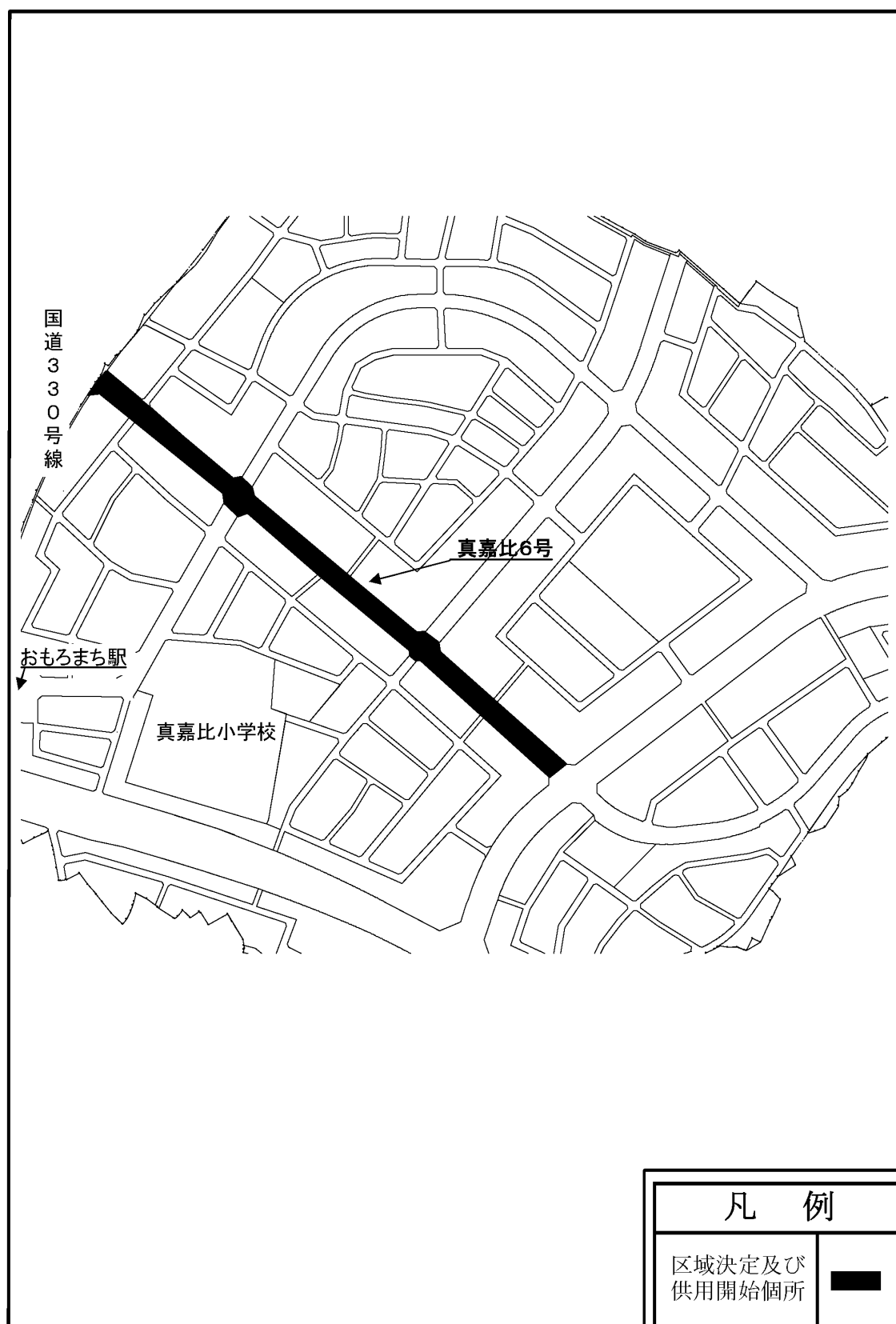
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域決定及び供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備 考
1598	真嘉比 6 号	字真嘉比 262 - 4 字真嘉比 153	530.2	9.0 ~ 18.0	

市道路線の区域決定及び供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 121 号

平成 22 年 10 月 14 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始をする。

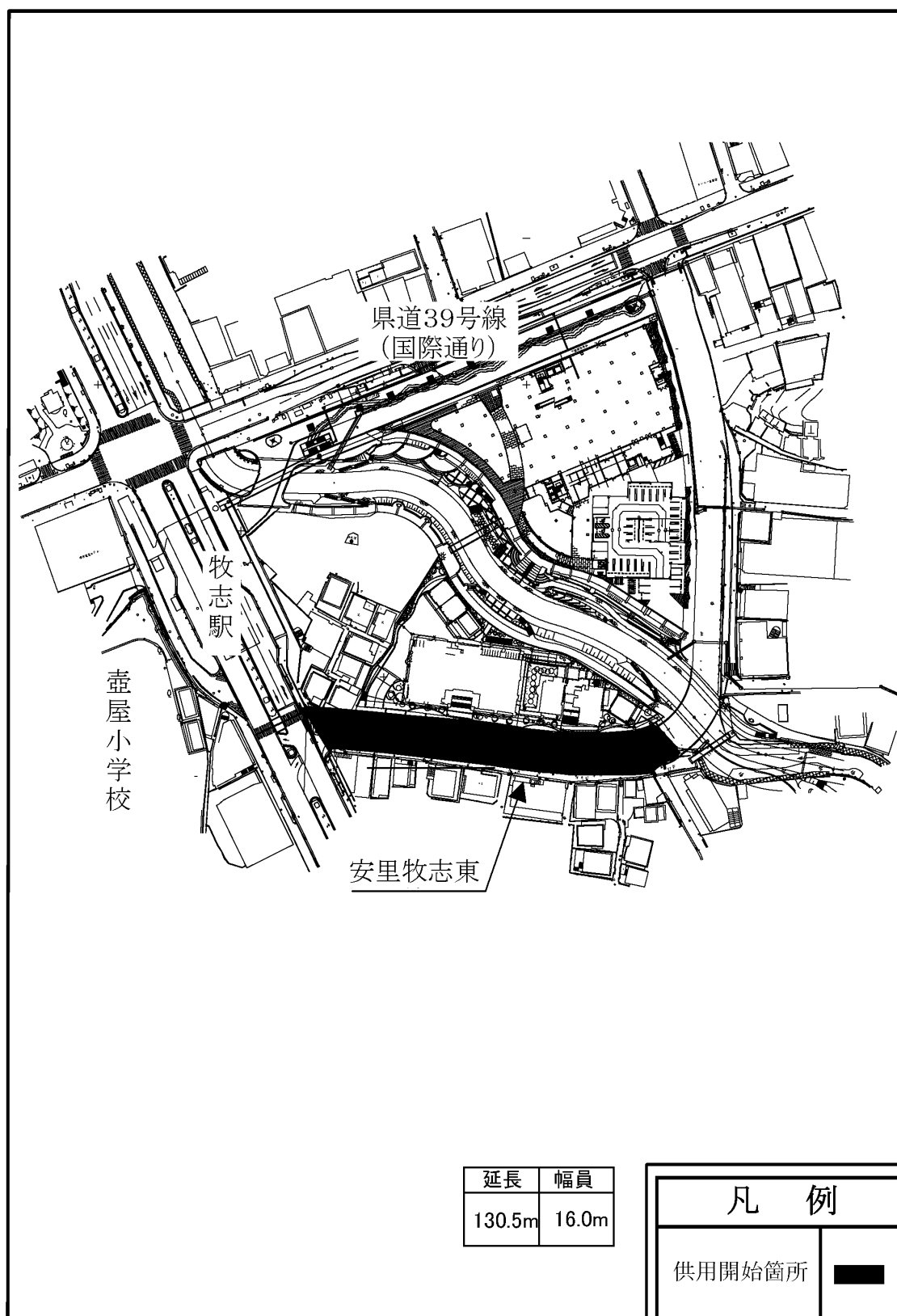
その関係図面は、告示の日から 2 週間那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始をする路線

整理番号	路線名	区 間	供用開始の期日
2072	安里牧志東線	牧志 3 丁目 374- 2 ~ 牧志 3 丁目 361- 1	告示の日

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 185 号

平成 23 年 2 月 9 日

掲 示 済

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条の規定に基づき、本告示の日をもって市道路線を次のように区域変更する。

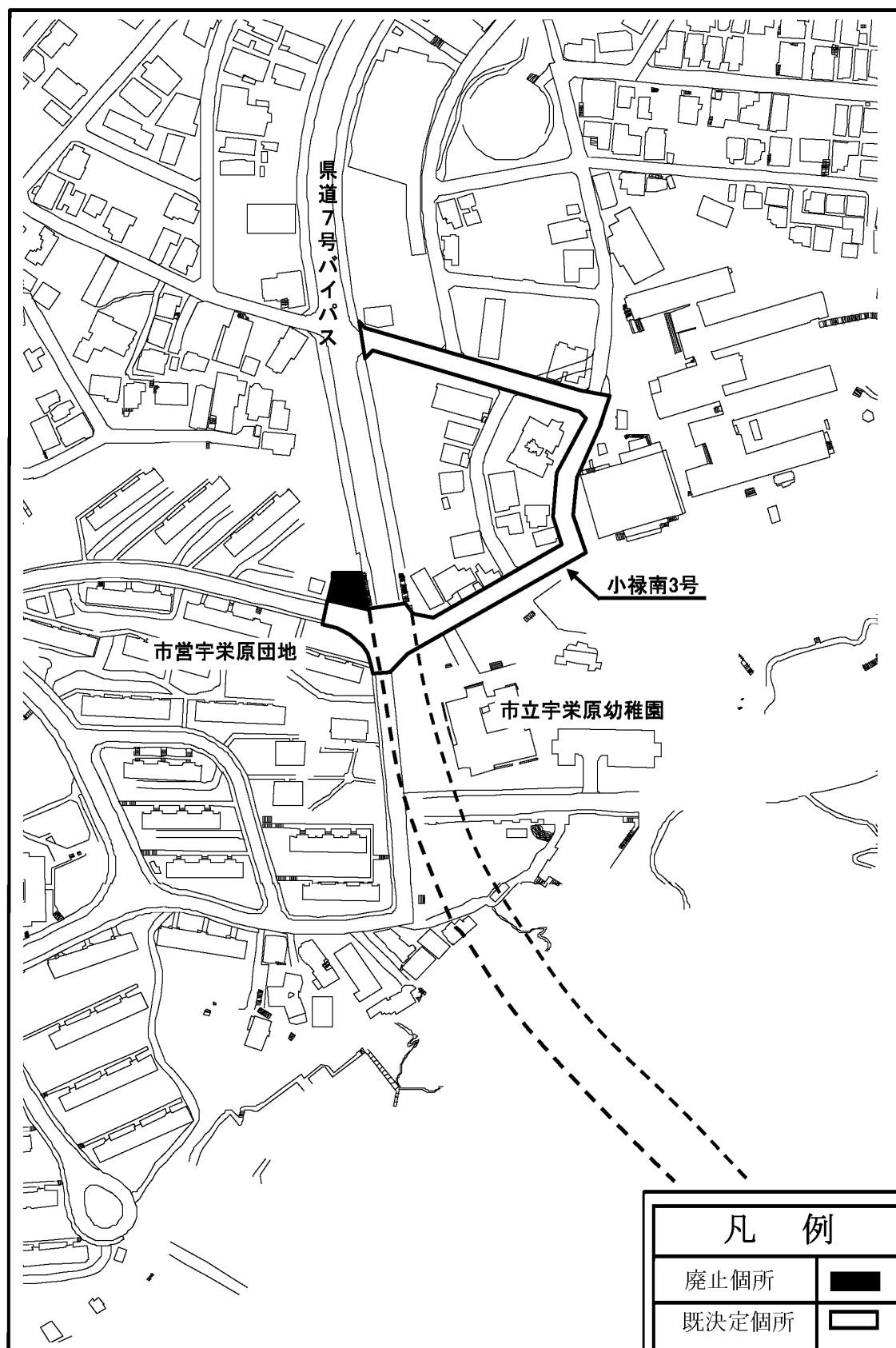
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理室において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

区域変更する路線

整理 番号	路線名	新 旧	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1588	小禄南 3 号	新	小禄 3 - 7 - 7 ~ 字宇栄原 869	290.4	8.0 ~ 29.8	
		旧	小禄 3 - 7 - 7 ~ 字宇栄原 869	290.4	8.0 ~ 31.0	

市道路線の区域変更位置図(参考図)



那覇市告示第 50 号

平成 23 年 5 月 2 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 項第 1 項第 3 号に基づき随意契約を締結しました。
よって、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定により次のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

契約を締結した後

委託名	びんの再生処理業務委託
契約締結日	平成 23 年 4 月 1 日
契約相手方	社会福祉法人 からし種の会 理事長 棚原 信子 那覇市首里平良町 1 丁目 32 番地 1 号
契約金額	18,115,650 円 (税込)
契約理由	地方自治法施行令第 167 条の 2 項第 1 項第 3 号の障がい者支援施設等に該当し、当該業務を委託することにより、障がい福祉の増進と社会参加の促進を支援するため。

那覇市告示第 51 号

平成 23 年 5 月 9 日

掲 示 済

都市景観資源の指定について

那覇市都市景観条例第 26 条第 1 項の規定に基づき下記の物件を都市景観資源に指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

No	名 称	所 在 地	所 有 者
53	アンデレ教会のガジュマル	首里真和志町 1 丁目 9	宗教法人 日本聖公会沖縄教区
54	ハーバービューホテルのガジュマル	泉崎 2 丁目 46	沖縄ハーバビューホテル クラウンプラザ
55	繁多川の大川と松	繁多川 2 丁目 4	繁多川自治会
56	楚辺真地原のガジュマル	楚辺 1 丁目 342-129	株式会社 サンエー

番号については、前回からの連番となっています。(前回までに 52 件を指定)

那 覇 市 告 示 第 52 号

平成 23 年 5 月 10 日

掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会の招集について

平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 23 年 5 月 18 日 (水)
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - (1) 那覇市児童館及び児童遊園条例の一部を改正する条例制定について
 - (2) 平成 23 年度那覇市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 1 号)
 - (3) 専決処分の報告について (車両物損事故)

那 覇 市 告 示 第 53 号

平成 23 年 5 月 10 日

掲 示 済

那覇広域都市計画用途地域の変更

那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更

都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 19 条第 1 項の規定及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、都市計画を決定及び変更したので、同法第 20 条第 1 項の規定及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - (1) 那覇広域都市計画用途地域の変更
石嶺福祉センター線沿道地区
 - (2) 那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更
 - 那覇市石嶺北翔・福祉地区 (変更)
 - 那覇市首里石嶺農住地区 (変更)
 - 那覇市石嶺市営住宅地区 (変更)
 - 那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区 (決定)

2 都市計画を定める土地の区域

(1) 那覇広域都市計画用途地域の変更

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

(2) 那覇広域都市計画地区計画の決定及び変更

那覇市石嶺北翔・福祉地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

那覇市首里石嶺農住地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

那覇市石嶺市営住宅地区 (変更)

那覇市首里石嶺町 2 丁目の一部及び 4 丁目の一部

那覇市石嶺福祉センター線沿道北地区 (決定)

那覇市首里石嶺町 4 丁目の一部

3 縦覧場所

那覇市都市計画部都市計画課 (新都心銘苅庁舎 5 階)

那 覇 市 告 示 第 54 号

平成 23 年 5 月 12 日

掲 示 済

随意契約の公表について

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に基づき随意契約を行ったので、那覇市契約規則第 21 条第 2 項の規定より次のとおり公表します。

那覇市長 翁 長 雄 志

2. 契約を締結した後

契約締結日	平成 23 年 5 月 9 日
契約相手方の氏名及び住所	(社) 那覇市シルバー人材センター 理事長 名嘉元 甚勝 那覇市首里末吉町 4 丁目 6 番地 6
契約金額	2,219,700 円 (消費税込み)
契約理由	上記条件を満たしているものが当該団体の みであること。また、当該業務を委託するこ とにより、本市の高齢者の就業機会の確保と 社会参加を促進し、生きがいづくりを支援で きるため。

那覇市告示第 55 号

平成 23 年 5 月 16 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - 那覇広域都市計画道路(7・7・那 24 号 桜坂細街路)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 那覇市牧志 3 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎 5 階)

那覇市告示第 56 号

平成 23 年 5 月 16 日

掲 示 済

那覇広域都市計画道路の変更について

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、那覇広域都市計画道路の変更をしたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

那覇市

上記代表者 那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 都市計画の種類
 - 那覇広域都市計画道路(3・4・那 88 号 真和志線)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - 那覇市松川 1 丁目の一部、松川 2 丁目の一部、松川 3 丁目の一部、繁多川 1 丁目の一部、三原 2 丁目の一部
- 3 縦覧場所
那覇市都市計画部都市計画課(那覇市銘苅 2-3-1 新都心銘苅庁舎 5 階)

那覇市告示第 59 号

平成 23 年 5 月 16 日

掲 示 済

平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会に付議する事件の追加告示について

平成 23 年 (2011 年) 5 月那覇市議会臨時会の付議事件に次の事件を追加する。

那覇市長 翁 長 雄 志

付 議 事 件 名

1. 相次ぐ米軍関係者による事件・事故に抗議し、日米地位協定の抜本的な早期改定を求める意見書
2. 委員会への付託陳情
沖縄県教育委員会の教育事務所統廃合による、市町村教育委員会への業務委譲と学校事務の共同実施拡大への慎重な対応を求めることについて

那覇市告示第 61-1 号

平成 23 年 5 月 19 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始する。

その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
2063	牧志壺屋西線	牧志 3 丁目 107 番 20 ~ 牧志 3 丁目 120	25.3	45.25	一部区間

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那覇市告示第 61-2 号

平成 23 年 5 月 19 日

掲 示 済

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、市道路線を次のように供用開始する。

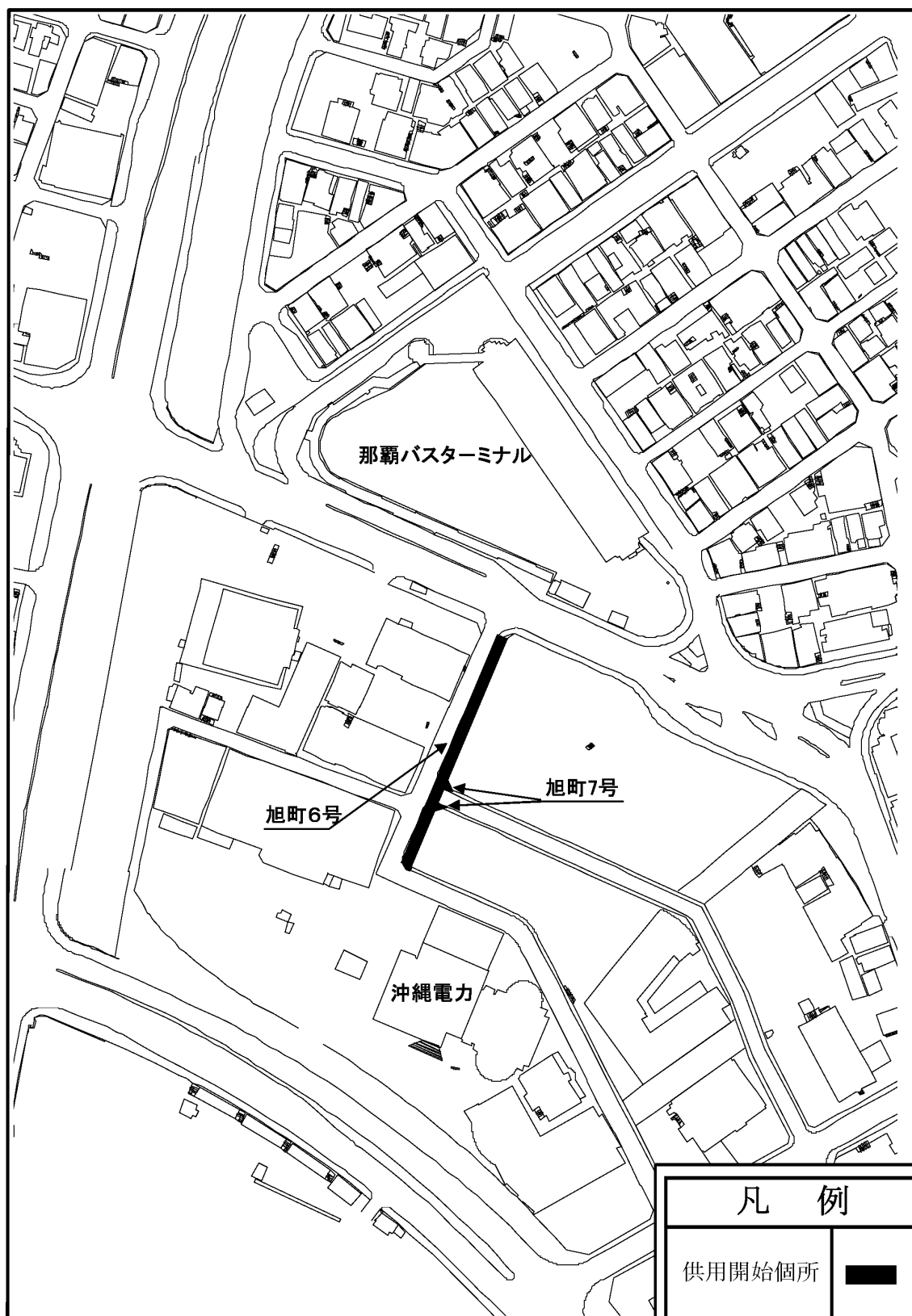
その関係図面は、告示の日から 2 週間、那覇市建設管理部道路管理課において、一般の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

供用開始する路線

整理番号	路線名	区 間	延長 m	幅員 m	備考
1379	旭町 6 号	旭町 116 番 37 旭町 115 番 23	110.0	13.0 ~ 16.2	
1380	旭町 7 号	旭町 115 番 23 旭町 115 番 24	8.2	9.0 ~ 17.0	

市道路線の供用開始位置図(参考図)



那 覇 市 告 示 第 62 号

平成 23 年 5 月 20 日

掲 示 済

平成 23 年度市政功労者の表彰について

平成 23 年度那覇市政功労者の表彰について那覇市政功労者表彰条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、次の者を那覇市政功労者として表彰したので、同条例第 5 条第 2 項の規定により公示する。

那覇市長 翁 長 雄 志

登録番号 379 号

氏 名 ^{こじょう}湖城 ^{ひでとも}英知 (76 歳)

功績概要 平成 14 年より那覇大綱挽保存会の特別顧問、会長等として、本市伝統行事である那覇大綱挽の保存、継承に尽力。また沖縄都市モノレール代表取締役社長、2 千円札流通促進委員会委員長等の要職を歴任し、観光・産業の振興に大きく貢献。

登録番号 380 号

氏 名 ^{たいら}平良 ^{てつ}哲 (75 歳)

功績概要 昭和 47 年より 4 期 16 年にわたり那覇市選出の県議会議員として、企画総務委員会委員長を務めるなど、県政を通して本市の発展に尽力。また、様々な要職を歴任後、現在は(財)沖縄観光コンベンションビューロー会長を務めるなど多方面にわたり市政発展に大きく貢献。

登録番号 381 号

氏 名 ^{たから}高良 ^{こうたろう}幸太郎 (70 歳)

功績概要 昭和 59 年より 27 年にわたり那覇市交通指導員を務め、スクールゾーンでの街頭指導や各種イベントでの交通安全の確保に尽力。また、山下町自治会副会長や青少年指導員としても尽力するなど、交通安全事業等の地域のまちづくりに貢献。

登録番号 382 号

氏 名 ^{なかむら}仲村 ^{まさこ}正子 (76 歳)

功績概要 昭和 55 年より平成 22 年まで 30 年の長きにわたり民生委員児童委員を務める。その間、那覇第 4 民生委員児童委員協議会の会長、副会長を歴任し、会運営や後進への指導助言に尽力するなど、社会奉仕の精神をもって地域福祉の向上に貢献。

登録番号 383 号

氏 名 ^{あらかき いさお} 新垣 勲 (66 歳)

功績概要 平成 2 年から壺屋陶器事業協同組合理事長、顧問を歴任し、壺屋焼の通商産業大臣「伝統的工芸品」指定に取り組むとともに、後継者育成や壺屋焼の伝統的技法の維持・発展に尽力。また壺屋地区まちづくり協議会副会長等の様々な要職に就くなど伝統工芸の発展に貢献。

登録番号 384 号

氏 名 ^{うちはら えい き} 内原 栄輝 (68 歳)

功績概要 昭和 60 年から現在までの 26 年余りにわたり、那覇市立垣花小学校の学校医を務め、健診活動は勿論のこと、保健指導や衛生教育に積極的に取り組むなど、学童の健康保持増進に尽力。また歯科医師会と医師会との連携に尽力し、地域医療の実践に大きく貢献。

登録番号 385 号

氏 名 ^{みやぎ えいぞう} 宮城 榮三 (78 歳)

功績概要 30 年余りにわたり自治会活動に携わり、その間、桃原町自治会長や那覇市自治会長会連合会会長として、本市の協働によるまちづくり推進に尽力。また、首里文化祭実行委員会や那覇大綱挽首里地区実行委員等の役員を歴任するなど地域の振興に大きく貢献。

公 告

那覇市公告第 21 号

平成 23 年 5 月 12 日

掲 示 済

福州市・那覇市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務募集について

平成 23 年 5 月 16 日から福州市・那覇市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務の受託者を次のとおり募集します。

那覇市長 翁 長 雄 志

1. 名称 福州市・那覇市友好都市締結 30 周年記念事業「物産と観光展」委託業務
2. 業務内容及び履行方法

具体的な業務内容及び履行方法については、福州市・那覇市友好都市締結30周年記念事業「物産と観光展」委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりです。

3. 委託業務の見積もりに関する要件

総額9,042,000円(消費税及び地方消費税を含む。)の範囲内で、効果的な業務を企画提案して下さい。（この金額は、企画提案のために提示した金額であり、契約金額ではありません。）

4. 応募資格

- (1) 法人が単独で応募する場合

市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

- (2) 共同企業体での応募の場合

<1>代表者：市内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

構成員：県内に登録簿上の本店（主たる事務所）を有する法人

<2>共同企業体間で協定を結ぶこと。

- (3) 役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。

- (4) 会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものではないこと。

5. 提出書類

申請書類に係る費用は応募者の負担とし、提出された書類や資料は返却しません。（提出書類の部数は、原本1部、原本の写し6部の合計7部が必要となります。）

- (1) 応募申請書(様式1)、(2)企画提案書(様式2)、(3)会社概要書(様式3)
- (4) 積算書(様式4)、(5)事業スケジュール(様式5)、(6)執行体制様式6)
- (7)実績書(様式7)、(8)質問書(様式8)

6 . 募集要項の配布

(1) 配布期間

平成23年 5 月16日(月)から平成23年 5 月27日(金)まで
午前 9 時から午後 5 時15分まで。

ただし、12時から13時の間、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

(2) 配布場所

〒900-0004 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階

那覇市総務部平和交流・男女参画課

配布物に関しては、那覇市公式ホームページでも公開しています。

<那覇市公式ホームページ>

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

(3) 問合せ先

担当 那覇市総務部平和交流・男女参画課

T E L : 098-861-5195 F A X : 098-861-4092

(Mail-Adress) 53074miyu@neo.city.naha.okinawa.jp

* 募集要項及び仕様書に内容に関する問い合わせは、上記メールにて平成
23年 5 月24日 (火) までに提出して下さい(期日厳守)。電話等による
質問・問い合わせは実施しません。

* メールタイトルは、募集要項及び仕様書に内容に関する場合は、「福
州市物産・観光展事業委託業務の質問」として送信して下さい。

7 . 応募方法

提出書類および提出書類の電子ファイル(CD-ROM)を受付期間内に持参して
ください。

(郵送、F A X 等による受付は行いません。)

(1) 受付期間

6 . (1) 配布期間と同様

(2) 受付場所

6 . (2) 配布場所と同様

8 . 選定方法及び基準

(1) 選定方法

那覇市内部の選定委員会において、書類審査及び面接・プレゼンテーショ
ン審査を実施し、手続要項等に定める一定基準を充たすものを選定します。
事業者の選定については、企画内容で審査されるものであり、金額の多
少で判断されるものではありません。

(2) 面接・プレゼンテーション審査

選定委員会における面接・プレゼンテーション審査は、平成23年5月30日
(月) 午後に実施します。日時、場所、出席人数等については、後日応募者
に連絡します。

(3) 選定基準

書に沿った企画提案書内容になっており、効果的な提案内容になっている
こと。

事業の円滑な実施に不可欠な安定運営能力を有すること。

9. 選定結果

審査終了後、速やかに、応募者に文書で選定結果を通知します。

10. 選定審査対象除外

次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (2) この要項に違反又は著しく逸脱したとき。
- (3) 提出期限までに必要な書類がそろわなかったとき。
- (4) その他不正行為があったとき。

11. 契約までのスケジュール

受託事業者決定のスケジュールは、概ね下記を予定しています。

平成23年 5 月30日 (月) 面接・プレゼンテーション審査
6 月初旬 審査結果通知、契約

12. 企画提案に関するその他の要件

- (1) 自然災害等の影響等の外的要因により、仕様書に記載の業務の円滑な実施が困難である場合は、双方の協議により、委託業務内容を変更します。
- (2) 事業終了時に、実際に要しなかった経費がある場合は、相当の委託料を減額します。
- (3) 事業実施時にあたっては、那覇市と随時実施内容を協議しながら進めていくものとします。

13. 事業報告に関する要件

- (1) 事業の進捗状況を毎翌月10日までに那覇市へ報告していただきます。
- (2) 事業終了後、速やかに実績報告書を提出していただきます。
- (3) 事業終了後、今回の事業結果を踏まえた報告会を那覇市内において実施いただきます。

**福州市・那覇市友好都市締結 30 周年記念事業
「物産と観光展」委託業務仕様書**

(1) 事業実施期間 平成 23 年 11 月上旬

(2) 委託業務概要

下記の 4 業務を委託業務とします。

- <1>福州市内 (商業施設等) での物産展に関する業務
- <2>福州市内 (商業施設等) での県産品の商談会に関する業務
- <3>福州市内 (商業施設等) での観光展に関する業務
- <4>福州市内 (商業施設等) での旅行者向け商談会に関する業務

(3) 各業務の個別業務概要

<1>福州市内 (商業施設等) での物産展に関する業務

- (1) 福州市内の商業施設等において概ね 7 日間程度、物産展の実施
- (2) 物産展の規模は、概ね、売台 10 台以上とする。
- (3) 物産展の会場の確保
- (4) 物産展開催に必要な物品の確保
- (5) 現地対応事業者との調整
- (6) 物産展開催に必要な装飾物の作成、送付、設置

- (7)福州市内での広告宣伝
- (8)物産展開催に必要な販売員と通訳の確保
- (9)オープニングセレモニーの実施
- <2>福州市内（商業施設等）での県産品の商談会に関する業務
 - (1)福州市内の商業施設等において事業実施期間中に 2 日間以上、商談会の実施
 - (2)商談会の会場の確保
 - (3)商談会開催に必要な物品の確保
 - (4)装飾物の作成、送付、設置
 - (5)通訳の確保
- <3>福州市内（商業施設等）での観光展に関する業務
 - (1)物産展会場内において観光展ブースの設置
 - (2)観光展ブースに必要な装飾物の作成、送付、設置
 - (3)観光展開催に必要な物品の確保
 - (4)観光展ブースの運営に必要な要員及び通訳の確保
- <4>福州市内（商業施設等）での旅行者向け商談会に関する業務
 - (1)福州市内の商業施設等において事業実施期間中に 2 日間以上の旅行者向け商談会の実施
 - (2)商談会の会場の確保
 - (3)商談会開催に必要な物品の確保
 - (4)装飾物の作成、送付、設置
 - (5)通訳の確保

那 覇 市 公 告 第 23 号
平成 23 年 5 月 13 日
掲 示 済

漂流物について

水難救護法（明治 32 年法律第 95 号）第 29 条第 1 項の規定により漂流物の引き渡しを受けたので、同法第 25 条第 2 項の規定により、下記のとおり公告します。
なお、所有者は、那覇市総務部管財課に申し出てください。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

1 漂流物

小型ボート （長さ 5.5m、幅 0.8m、船体 F R P 製 灰色）

- 2 揚収した巡視船艇
第十一管区海上保安本部 巡視艇でいご
- 3 揚収場所
浦添市北約 4.5 k m の海域
- 4 その他参考事項
事故情報もなく、また流失情報もないことから所有者は不明です。
- 5 保管場所
旧那覇市伝統工芸館
- 6 保管期限
平成 23 年 11 月 30 日
- 7 問い合わせ先
那覇市役所 総務部管財課 物品・車両班 電話 098-862-9904

那 覇 市 公 告 第 24 号
平成 23 年 5 月 16 日
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県知事から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

都市計画の種類：那覇広域都市計画道路

都市計画の名称：3・3・那 7 号 田原駅前線
3・4・那 11 号 泉崎壺川線
3・4・那 12 号 小禄田原線
3・4・那 13 号 安次嶺赤嶺線
3・4・那 14 号 田原赤嶺線
3・4・那 15 号 田原金城線
3・4・那 19 号 我部川線
3・4・那 21 号 真嘉比中央線
3・4・那 24 号 楚辺線
3・4・那 26 号 古島線
3・4・那 42 号 那覇新都心中通り線
3・4・那 43 号 那覇新都心公園線
3・4・那 44 号 那覇新都心西通り線

3・4・那 45 号 那覇新都心南北線

3・5・那 17 号 神原識名線

縦 覧 場 所：那覇市都市計画部都市計画課（新都心銘苅庁舎 5 階）

那覇市公告第 26 号

平成 23 年 5 月 19 日

掲 示 済

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託契約について

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託について、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び那覇市契約規則第 21 条第 2 項により随意契約するので公表する。

那覇市広域都市計画事業

真嘉比古島第二土地区画整理事業

施行者 那 覇 市

代表者那覇市長 翁 長 雄 志

1 部品等又は役務の名称及び数量契約内容

那覇市真嘉比古島第二除草作業業務委託

2 契約相手方の決定方法または選定基準

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する団体等であること。
- (2) 本市内に拠点をもつ、業務の円滑な履行が可能であること。
- (3) 臨時的かつ短期的な就業を希望する本市の高齢退職者のために就業の機会を確保するとともに、組織的に提供する業務を行っていること。
- (4) 本市と契約実績があり、かつ当該履行状況が良好であること。

3 申請方法

見積書による。

4 契約担当課

都市計画部 区画整理課

正 誤

○那覇市公報第 1524 号の正誤

平成22年 3 月31日本市役所前掲示場掲示により公布 (2010 (平成22) 年 4 月15日那覇市公報第1524号登載) した那覇市条例第13号那覇市税条例の一部を改正する条例中、付則第 1 条 (施行期日) 中「地方自治法の一部を改正する法律 (平成22年法律第 号)」は、平成23年 5 月 2 日地方自治法の一部を改正する法律の公布により「地方自治法の一部を改正する法律 (平成23年法律第35号)」となった。

